

窓口か郵送で
受け付けます

令和6年4月 認定こども園・保育所 利用希望者の追加受け付け



市内の保育施設のうち、令和6年4月からの認定こども園・保育所（2号・3号認定）の利用申し込みはすでに受け付けを終了しましたが、定員に空きが生じる施設については追加の申し込みを窓口または郵送で受け付けます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※認定こども園・幼稚園の教育利用（1号認定）、認可外保育施設、企業主導型保育施設については、直接施設に申し込んでください。

▼受付期間 窓口…2月1日（木）～15日（木）

の平日、午前8時30分～午後5時/
郵送…2月9日（金・必着）

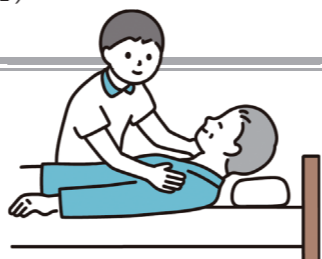
▼受付窓口 こども家庭課保育係、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課

※希望する施設に申し込みをしても定員に空きがない場合は4月からの利用はできません／書類に不備がある場合は受け付けできない場合がありますので、早めの施設見学と申し込みをお願いします。

■問い合わせ・申込先 こども家庭課保育係（市役所1階、☎35-1131）

対象の人は
申請を忘れずに

高額介護合算療養費の支給申請の お知らせを送付します



後期高齢者医療制度の被保険者で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和4年8月1日～令和5年7月31日）の合算額が限度額（右表）を超えた場合、超えた額が支給されます（500円以下は対象外）。被保険者が複数いる世帯は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から支給申請のお知らせを送付しますので、届いた人は申請してください。

対象期間中に加入した人や県外から転入した被保険者がいる世帯など、支給対象となる世帯でも支給申請のお知らせが届かない場合がありますので、対象と思われる人はお問い合わせください。

▼申請に必要なもの 支給申請書／支給申請のお知らせ／マイナンバーカードまたは通知カード／印鑑（認印、申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要）／通帳など口座情報がわかるもの（コピーでも可）

▼自己負担限度額

所得区分	所得区分の内容	限度額
現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上の人	212万円
現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上690万円未満の人	141万円
現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上380万円未満の人	67万円
一般Ⅰ／一般Ⅱ	他の所得区分に当てはまらない人	56万円
低所得Ⅱ	世帯員全員が住民税非課税の人	31万円
低所得Ⅰ	世帯員全員が住民税非課税で、かつ世帯員全員の各所得金額が0円の人（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）	19万円

※自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

■問い合わせ・申請先 国保年金課後期高齢者医療係（市役所1階、☎40-7046）

空き家・空き地を物件登録すると 地場産品がもらえます

弘前圏域空き家・空き地バンクに空き家または空き地を物件登録した人に、奨励品として弘前圏域の地場産品を贈呈しています。

ぜひこの機会に空き家・空き地を活用しませんか。

詳細は、弘前圏域空き家・空き地バンクホームページ（QRコード）で確認するか、お問い合わせください。

登録受付中!



■問い合わせ先 建築指導課
空き家対策係（☎40-0522）

弘前城石垣修理

第23回

～新しい石材の調達～

弘前城跡本丸東面の石垣積直し工事は、北側工区が最上段まで積み上がり、今年度から弘前城天守が載る南側工区の積直し作業を進めています（※1）。



（※1）令和5年10月末時点の石垣積直し状況

南側工区の石垣には北側工区よりも破損した築石が多く、これまで以上に多くの交換石が必要となるため、まず新しい石材を調達するところから作業を開始しました。弘前城本丸の石垣には、約400年前の築城時から歴史的に岩木山麓でとれる輝石安山岩が用いられているため、今回も同じ石質の原石を加工することとしています。最終的に、事前調査で同じ石質であることを確認の上、岩木山麓にある市の遊休施設内の転石と、市の埋立処分場新区画造成時に掘り上げて保管していた転石を使うこととしました。



実際に転石を採取しよう（※2）転石の掘り出しとしたところ、半分以上土（令和5年8月）に埋まっている状態で重さが20tを超えると判明した巨石もあり（※2）、そのままでは吊り上げが不可能であったため、現地で石を粗割りした上で城跡に運び（※3）（※4）、さらに細かい仕上げ加工を何度も行って交換石を完成させました（※5）。



（※3）調達した石材の粗割り作業



（※4）粗割りした石材の運搬



（※5）交換石の仕上げ加工

また、新しい石材は築石だけではなく、裏込石にも必要です。石垣解体前の調査により、石垣の変形が大きかった箇所の裏込には、角の無い丸い石（円礫）のみが使われていたと判明しています。円礫は滑りやすく、隙間も生じやすいことから、地震などの揺れで裏込がずれたことが、石垣の変形の一因になったと考えられます。

今回の石垣積直しでは、約300年前の元禄期の石垣の構造にならい、円礫と角礫（※6）を混ぜて噛み合わせの良い裏込にするのと同時に、石を密に敷き詰めて裏込の隙間を少なくする対策を講じています。



（※6）円礫（左）と角礫（右）

新しく調達した石材のうち、築石として使用できないものを破砕機で角礫に加工し（※7）、ももとの裏込石と混ぜ合わせて使用しています。



（※7）破砕機で角礫に加工

南側工区については、12月末の時点で上から9段目までの石垣積直しが終了しており、令和6年度中には最上段までの積直しが完成し、本丸東面の石垣修理は完了となる予定です。その後は天守を石垣上に曳き戻すため、天守基礎部分の耐震補強工事に取りかかることとなります。

弘前城本丸石垣修理事業の詳細を、市ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。
<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/ishigaki/index.html>

■問い合わせ先 公園緑地課弘前城整備活用推進室（弘前市緑の相談所内、☎33-8739）

